令和８年第４回矢掛町議会第２回定例会（第４号）

１．会議招集日時　令和８年６月１６日　午前９時３０分

２．会議の開閉　（開会）　午前　９時３０分
（議事）　午前　９時３０分
（閉会）　午前　９時５１分

３．議員の出欠状況

議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
１	近藤　裕紀	出	２	山部　美由紀	出
３	昼田　政義	出	４	福田　京子	出
５	岸野　榮治	出	６	原田　秀史	出
７	小塚　郁夫	出	８	花川　大志	出
９	川上　淳司	出	１０	田中　輝夫	出
１１	土田　正雄	出	１２	浅野　毅	出

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

４．説明のために出席した者の職氏名

町長	山岡　敦	副町長	稲田欽也
教育長	山部英之	企画課長	平井勝志
財政課長	松嶋良治	町民課長	佐藤澄江
税務課長	守屋裕文	健康推進課長	小川公一
こどもみらい課長	楠木貴子	福祉介護課長	片岡　崇
産業観光課長	池田敏之	建設課長	渡邉孝一
上下水道課長	丹下裕之	教育課長	西山弘之
会計管理者	松嶋良治	建設課・教育課参事	黒瀬純一
病院事務長	坪田芳隆	介護老人保健施設事務長	小出優子
総務防災課長代理	立川人士	財政課主幹	小出健司

５．出席した事務局職員

議会事務局長	妹尾一正	書記	髙槻美希

６．議事日程

日程第１　委員長報告　議案第３９号　矢掛町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定について
議案第４０号　矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について

議案第４１号　矢掛町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第４２号　矢掛町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について
議案第４３号　矢掛町障害者医療費給付条例の一部を改正する条例制定について
議案第４４号　令和８年度矢掛町一般会計補正予算（第１号）について
議案第４５号　令和８年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第１号）について

日程第２　諸般の報告
日程第３　各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の所管事務に係る継続審査の申出について

～～～

午前９時３０分　開議

○議長（田中輝夫君）　皆さん，おはようございます。今月 10 日の本会議に引き続き，御苦労さまです。

ただいまの出席議員は，12 名であります。定足数に達しておりますので，直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は，お手許に配付のとおりであります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第１　委員長報告　議案第３９号　矢掛町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定について

議案第４０号　矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について

議案第４１号　矢掛町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第４２号　矢掛町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第４３号　矢掛町障害者医療費給付条例の一部を改正する条例制定について

議案第４４号　令和８年度矢掛町一般会計補正予算（第１号）について

議案第４５号　令和８年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第１号）について

○議長（田中輝夫君）　日程第 1，議案第 39 号から議案第 45 号までを一括議題とし，委員長報告を行います。

これらは，去る 10 日の本会議において審査をお願いした案件で委員会審査も終了し，報告書も提出されておりますので，それぞれの常任委員長から審査の概要を報告していただきます。報告の順は，総務文教常任委員長，産業福祉常任委員長，予算決算常任委員長の順にお願いいたします。

それでは，総務文教常任委員長，昼田政義君お願いします。昼田君。

○３番（昼田政義君）　それでは，総務文教常任委員会委員長報告を行います。

去る 6 月 10 日本会議において総務文教常任委員会に付託されました議案第 39 号から議案第 42 号について，6 月 11 日に付託案件審査のため，総務文教常任委員会を開催し，全委員出席の元，副町長，教育長，関係課長の説明を聴取しながら慎重に審査いたしました。

個別の質疑応答内容につきましては会議録を御覧いただくこととして，概要と結果につきまして報告いたします。

議案第 39 号，矢掛町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定については，改正の根拠，上位法改正若しくは国等の通達によるものか。また，死亡人ではなく病人に対応した時はどうなるかの質疑があり，手当支給に関する規定については矢掛町独自のものであること。孤独死や身寄りのない方の死亡など町職員の処置に従事する場合に支給されるものであること。改正内容としては(死亡人等)としており，病院への処置などの場合によって幅広く準用していくとの回答がありました。

また，介護支援専門員対する介護予防サービス計画費書作成等の特殊勤務手当は，計画の見直しを行った場合も手当支給の対象になるかとの質疑があり，見直しを行った場合も含まれるとの回答がありま

した。

討論は無く，審査の結果，全会一致で原案を了といたしました。

議案第 40 号，矢掛町税条例の一部を改正する条例制定については，固定資産税の免税について複数の自治体の土地所有をしている場合，どのように判断するのか質疑があり，自治体ごとの判断となるため，町としては町内での所有地のみの判断とすることとなっている回答がありました。

討論は無く，審査結果は全会一致で原案を了といたしました。

議案第 41 号，矢掛町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定については，産科を新設されることと聞くと矢掛町内での出産ができるのかと勘違いしてしまう恐れはないかという質疑があり，倉敷成人病センターからの派遣を受けて妊婦健診を実施するための条例を新設するもの。こどもみらい課と連携し，広報に努めるとの回答がありました。

討論は無く，審査の結果，全会一致で原案を了といたしました。

議案第 42 号，矢掛町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定については，短期入所療養介護の職員について，朝食と夕食との差が発生した理由についての質疑があり，今回の改正に合わせ，昼食代のおやつ代を含めることとしたことによる。おやつ代に関しては，これまで徴収してなかったが，引き続き物価高騰の状況が続いているため，近隣の実施状況を考慮し，この際，徴収することとしたとの回答がありました。

討論は無く，審査の結果，全会一致で原案を了といたしました。

以上，総務文教常任委員会に付託されました案件の審査結果であります。不足の点がありましたら，他の議員の補足をお願いいたします。総務文教常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（田中輝夫君）　続いて，産業福祉常任委員長，小塚郁夫君お願いします。小塚君。

○７番（小塚郁夫君）　それでは，命によりまして産業福祉常任委員会委員長報告を行います。

去る 6 月 10 日の本会議において付託を受けました，議案第 43 号，矢掛町障害者医療費給付条例の一部を改正する条例制定についての 1 件を，去る 6 月 11 日，産業福祉常任委員会を開催し，全委員の出席の元，副町長，関係職員の説明を聴取しながら，慎重に審査をいたしました。

質疑の詳細については，会議録を御覧いただくこととして，概要と結果につきまして御報告いたします。

議案第 43 号の審査では，単に障害者医療給付の受給者証の更新時期と老齢福祉年金の特定親族特別控除の適用時期のずれを解消する内容でよいか。また，附則により読み替えたものとする表現となっているが根拠性が担保されるのか，改正について詳細な説明を求めるなど，質疑応答がありました。

その後討論は無く，審査の結果，全会一致で了といたしました。

以上が，産業福祉常任委員会に付託されました案件の審査概要であります。不足の部分がありましたら，他の委員の補足をお願いいたしまして，産業福祉常任委員会の委員長報告とさせていただきます。

○議長（田中輝夫君）　続いて，予算決算常任委員長，岸野榮治君お願いいたします。岸野君。

○５番（岸野榮治君）　それでは命によりまして，予算決算常任委員会委員長報告を行います。

去る 6 月 10 日，本会議において付託を受けました，議案第 44 号，令和 8 年度矢掛町一般会計補正予算（第 1 号）について，議案第 45 号，令和 8 年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について，以上 2 件議案について 6 月 12 日，予算決算常任委員会を開催し，全議員の出席の元，町長以下関係職員の説明を聴取しながら，慎重に審査いたしました。

個別の質疑応答内容につきましては会議録を御覧いただくとして，概要と結果について御報告をいたします。

審査概要，議案第44号，令和8年度矢掛町一般会計補正予算（第1号）についての審査では，主な質疑内容として，農林水産業費では，水車の里フルーツトピア費として，施設整備工事費を計上した経緯は。民生費では，放課後児童クラブに関して施設整備工事費が計上されていることの詳細。土木費では，公園施設整備費として，本陣ドーム保障設計工事費が計上されているが，その仕様は。教育費では，公民館費に山田公民館移転建築工事費が計上されているが，要求額は妥当か等の質疑応答がありました。

その後討論は無く，審査の結果，全会一致で了といたしました。

議案第45号，令和8年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第1号）については，審査では，質疑討論は無く，審査の結果，全会一致で了といたしました。

以上が，予算決算常任委員会に付託されました案件の審査概要であります。不足の点がありましたら他の委員の補足をお願いいたしまして，予算決算常任委員会委員長報告とさせていただきます。

○議長（田中輝夫君）　それぞれ委員長から付託案件の審査報告がありました。それでは，委員長報告に対する質疑を行います。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中輝夫君）　質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中輝夫君）　討論を終結いたします。

これより採決を行います。お諮りいたします。議案第39号から議案第43号までの条例一部改正案件5件，議案第44号及び議案第45号の補正予算案件2件について，委員長報告は，これを可とするものでありました。

それぞれ委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中輝夫君）　異議なしと認めます。よって，議案第39号，矢掛町職員特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例制定について，議案第40号，矢掛町税条例の一部を改正する条例制定について，議案第41号，矢掛町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について，議案第42号，矢掛町介護老人保健施設事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について，議案第43号，矢掛町障害者医療費給付条例の一部を改正する条例制定について，議案第44号，令和8年度矢掛町一般会計補正予算（第1号）について，議案第45号，令和8年度矢掛町介護保険特別会計補正予算（第1号）については，原案のとおり可決することに決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第２　諸般の報告

○議長（田中輝夫君）　日程第2，諸般の報告を行います。

町長から報告事項がありますので，これより報告をしていただきます。町長。

○町長（山岡　敦君）　それでは，ちょっと1件報告があります。

報告第10号，令和8年度伝統文化親子教室事業“みて・きいて・ふれて・やってみよう伝統文化体験in矢掛町2026”の開催について，御報告申し上げます。

このたび文化庁の採択を受けて，令和８年度伝統文化親子教室事業，みて・きいて・ふれて・やってみよう伝統文化体験 in 矢掛町 2026 を開催いたします。

まず，７月 20 日海の日には，導入として体験の部を開催し，箏，三味線，尺八，琵琶，小鼓，締太鼓，篠笛といった和楽器や長唄，日本舞踊，歌舞伎衣裳，茶道など多岐に渡る伝統文化を一度に体験できるワークショップを開催いたします。

体験し，親しむ機会を提供する中で，更に継続してやってみたいという子どもや保護者に対しては，８月 13 日木曜日から８月 15 日土曜日の３日間にわたり，教室の部を開催し，８月 16 日日曜日には成果発表の場として，やかげ文化センターホールにて，発表会を実施いたします。

次世代を担う子どもたちの豊かな人間性のかん養を図り，伝統文化への興味関心を高めながら，伝統文化の継承・発展につなげてまいります。参加は無料で，どなたでもお気軽に御参加いただけます。

議員の皆様におかれましても，ぜひ御参加いただき，伝統文化に触れていただきますよう御案内申し上げます。

以上です。

○議長（田中輝夫君）　町長からの報告が終わりました。

以上で，諸般の報告を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第３　各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の所管事務に係る継続審査の申出について

○議長（田中輝夫君）　日程第 3，各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の所管事務に係る継続審査の申出についてを議題といたします。

総務文教常任委員長，産業福祉常任委員長，広報広聴常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第 74 条の規定により，お手許に配付しております申出書のとおり，閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの申出のとおり，閉会中の継続審査に付することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中輝夫君）　異議なしと認めます。よって，各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの申出のとおり，閉会中の継続審査に付することに決しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（田中輝夫君）　お諮りいたします。本定例会に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。会議規則第７条の規定により，本日をもって第４回矢掛町議会第２回定例会を閉会いたしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中輝夫君）　異議なしと認めます。よって，第４回矢掛町議会第２回定例会を閉会することに決しました。

閉会にあたり，町長から御挨拶があります。町長。

○町長（山岡　敦君）　閉会にあたりまして，一言御挨拶を申し上げます。

令和８年第４回矢掛町議会第２回定例会につきましては，９日間の会期でございましたが，上程いたしました計 15 議案につきまして，それぞれ原案のとおり決定をいただきましてまことにありがとうございました。議案並びに一般質問などで賜りました貴重な御意見や御提言につきましては，今後，十分

に検討させていただきたいと存じます。

また，今議会で議決をいただきました肉付け予算による事業も合わせ，本年度計画しております事業について，速やかにそして着実に実施し，町民の皆様のニーズに応えられるよう職員ともども一体となって取り組んでまいります。

さて，これからの季節，梅雨や台風によります災害の発生に常に注意し，備えておく必要がありますし，その後の夏には，全国的に平年より気温が高く，厳しい猛暑になるとの予想もされております。

どうぞ，町民の皆様，そして議員の皆様におかれましては御自愛をいただきまして，健康でお過ごしいただきますようお祈り申し上げまして，閉会の挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（田中輝夫君）　以上をもちまして，閉会といたします。

なお，この後 10 時から議会全員協議会を開催しますので，議員の皆様には全員協議会室へ御参集ください。

それでは皆さん，お疲れ様でした。閉会。

午前９時５１分　閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

令和　　年　　月　　日

矢掛町議会議長

矢掛町議会議員

矢掛町議会議員